

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-573 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)(腎腫瘍等)の算定について

《令和 7 年 12 月 4 日新規》

○ 取扱い

1 次の傷病名に対する D215「2」ロ(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められる。

- (1) 腎腫瘍
- (2) 膵内分泌腫瘍
- (3) 肝内結石
- (4) 肝硬変
- (5) 肝障害
- (6) 肝機能障害
- (7) 急性腹症
- (8) イレウス
- (9) 虫垂炎
- (10) 急性腎盂腎炎

2 次の傷病名に対する D215「2」ロ(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められない。

- (1) 高血圧症
- (2) 高脂血症
- (3) 糖尿病疑い
- (4) 胃炎
- (5) 胃潰瘍(再診時)
- (6) 胃腸炎(再診時)
- (7) 嘔吐症(再診時)
- (8) 胃ポリープ
- (9) 腸炎(再診時)
- (10) 十二指腸潰瘍(再診時)
- (11) 過敏性腸症候群
- (12) 内頸動脈狭窄症
- (13) 乳腺炎
- (14) 乳腺腫瘍

- (15) 乳癌疑い
- (16) 内痔核
- (17) 便秘症
- (18) 急性膀胱炎
- (19) 造精機能障害（再診時）

○ 取扱いの根拠

超音波検査は、高周波音波（超音波）を対象臓器等に当て、反射した音波の強さや反射するまでの時間等様々な情報を元に映像化（画像化）する検査である。上記 1 の疾患は「胸腹部」の領域分類内に含まれる傷病であり、各々の臓器の形状、病態の把握や診断に有用である。

一方、上記 2 の疾患に対する超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）実施の臨床的有用性は低い。また、内頸動脈狭窄症や乳腺炎、乳腺腫瘍、乳癌疑いに対しては、超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）ではなく、超音波検査（断層撮影法）（その他）の算定が妥当と考えられる。

以上のことから、D215「2」ロ（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）について、上記 1 の傷病名に対する算定は原則として認められるが、上記 2 の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

おって、超音波（胸腹部）を算定するに当たっては、厚生労働省通知[※]において以下のとおり検査を行った領域を記載（選択）するとされていることに留意すること。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(8) 「2」の「ロ」の「(1)」の胸腹部を算定する場合は、検査を行った領域について診療報酬明細書の摘要欄に該当項目を記載すること。複数領域の検査を行った場合は、その全てを記載すること。また、カに該当する場合は、具体的な臓器又は領域を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ア 消化器領域
- イ 腎・泌尿器領域
- ウ 女性生殖器領域
- エ 血管領域（大動脈・大静脈等）
- オ 腹腔内・胸腔内の貯留物等
- カ その他